

茅野商工会議所会館会議室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、茅野商工会議所会館会議室の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 当会館会議室は、茅野商工会議所が運営する。

(申込)

第3条 会議室を使用しようとするものは、所定の会議室使用申込書により茅野商工会議所の許可を受けなければならない。

1. 茅野商工会議所は次に掲げる会議・行事等について使用を許可する。
 - (1) 会員商工業者が行う会議・行事
 - (2) 官公署、公共団体等を行う会議・行事
 - (3) 茅野商工会議所が認めた会議・行事

(貸出日及び貸出時間)

第4条 当会館会議室の貸出時間及び休館日は、次の各号に掲げる通りとする。
但し茅野商工会議所が特に必要と認めるときは、使用を許可することができる。

1. 貸出時間 午前8時30分～午後5時
2. 休館日 (ア) 土曜日・日曜日及び祝祭日
(イ) 12月29日～翌年1月3日

(会議室)

第5条 貸出可能な会議室は、3階301号室、3階302号室及び4階大会議室とする。

(使用料)

第6条 会議室を使用するものは使用料を納めなければならない。
使用料の額は別表のとおりとする。但し特別の事情があると認められたときは使用料は減免することがある。

(使用目的の制限)

第7条 次の各項の一に該当すると認められた場合には使用を許可しない。
使用の承諾後または使用中であっても、次の各項の一に該当すると認められた場合には、承諾を取り消し使用を中止する。この場合、使用料は返還しない。また、これによる損害等の責任は負わない。

- (1) 秩序又は風俗をみだすおそれがあるとき
- (2) 建物、備品その他の器物等を棄損のおそれがあるとき
- (3) 物品の展示及び即売会
- (4) 酒席を伴うとき。但し茅野商工会議所が認める場合はその限りでない
- (5) 申込書記載事項の虚偽や使用規程に反したとき
- (6) 茅野商工会議所会員と利害関係があり、影響等を及ぼすもの
- (7) 飲食、コンサート、政治活動、宗教の布教活動等
- (8) 使用者、参加者が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力である場合、または、法人である場合は使用者の役員が反社会的勢力であったとき

- (9) 使用权を転売、転貸、譲渡したとき
- (10) その他茅野商工会議所が不相当と認めたとき

(キャンセル)

第8条 第3条の規程により許可を受けたものが、使用の取消しをしようとするときは、当該使用期日の3日前までに、その旨を届出しなければならない。

(禁止行為)

第9条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議室又は備品を棄損しないこと。
- (2) 会館内において他人の迷惑になるような行動や、騒音を発しないこと。
- (3) 使用許可のない室又は備品を使用しないこと。
- (4) 備品を館外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会館の維持管理について職員が指示すること。

(免責事項)

第10条 茅野商工会議所は、次の事項についてはその責を負わない。

- (1) 持ち込み品の盗難、棄損、紛失
- (2) 所持品等の盗難、棄損、紛失
- (3) 使用者等の故意又は過失に起因する損害
- (4) 天災地変に起因する災害による損害
- (5) 第7条の利用目的の制限に違反して生じた使用者等の損害
- (6) 第9条の規定に違反して生じた損害

(損害賠償)

第11条 使用者等の故意又は過失により、会議室の内外を問わず、当所所有の建物内の付帯設備、機器類又は備品を、汚損、棄損又は紛失した場合、もしくは棄損したことに起因して第三者に損害が及んだ場合、その損害については、使用者が賠償することとする。

(駐車場)

第12条 茅野商工会議所隣接の当所所有の駐車場が空いている場合は使用可能だが、満車の場合は使用者が確保することとする。事前の予約はしないこととする。

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は茅野商工会議所が定める。

附 則

この規程は昭和61年1月30日より施行する。

平成28年9月1日 一部改正

[別 表]

貸会議室料金表（税抜）※下記料金に別途消費税がかかります。

室 名	定 員	料金区分	午前 8 : 30 ~ 12 : 00	午後 12 : 00 ~ 17 : 00	1日 8 : 30 ~ 17 : 00
4階 大会議室	80名 237.6㎡	会 員	6,400	7,600	14,000
		会 員（冷暖房）	9,600	11,400	21,000
		非会員	9,600	11,400	21,000
		非会員（冷暖房）	14,400	17,100	31,500
3階 301会議室	28名 66.76㎡	会 員	2,200	3,200	5,400
		会 員（冷暖房）	3,300	4,800	8,100
		非会員	3,300	4,800	8,100
		非会員（冷暖房）	4,950	7,200	12,150
3階 302会議室	12名 29・34㎡	会 員	1,500	2,500	4,000
		会 員（冷暖房）	2,250	3,750	6,000
		非会員	2,250	3,750	6,000
		非会員（冷暖房）	3,375	5,625	9,000

備品使用料金表（税抜）

備品	使用料金
液晶プロジェクター	1,000
スクリーン	1,000